

第 2 2 章. 競争力及びビジネスの円滑化章

1. 競争力及びビジネスの円滑化章の概要

締約国は、競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会を設置し、自由貿易地域における経済統合及び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するための取組を行うこと、サプライチェーンの発展及び強化を促進するため本協定を実施する方法を探求すること、中小企業のサプライチェーンへの参加を支援する活動を行うこと等を規定。なお、いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項については、第 2 8 章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないこと規定。

2. 主要条文の概要

○競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会（第 2 2. 2 条）

締約国は、競争力及びビジネスの円滑化に関する小委員会を設置すること、同小委員会は、自由貿易地域における経済統合及び開発を促進する競争的な環境を形成する努力を支援するため、効果的な取組方法を討議し、及び情報共有の活動を発展させること等を規定。

○サプライチェーン（第 2 2. 3 条）

競争力及びビジネス円滑化に関する小委員会は、自由貿易地域において、生産を統合し、貿易を円滑にし、及びビジネスを行う費用を削減するためにサプライチェーンの発展及び強化を促進するため、本協定を実施する方法を探求すること、自由貿易地域におけるサプライチェーンへの中小企業による参加を支援するため、適当な専門家と共に、勧告を作成し、及びセミナー、研究集会その他の能力開発の活動を促進すること等を規定。

○利害関係者の関与（第 2 2. 4 条）

競争力及びビジネス円滑化に関する小委員会は、締約国の利害関係者が競争力の向上及びビジネスの円滑化の推進に関連する事項についての意見を提供する継続的な機会を与えるために適当な仕組みを設けることを規定。

○紛争解決の不適用（第 2 2. 5 条）

いずれの締約国も、本章の規定の下で生ずる事項について、第 2 8 章（紛争解決）の規定による紛争解決を求めてはならないことを規定。